

受付番号	11	受付月日	2月13日
		午前・午後	2時48分

東郷町議会議長 箕浦 克巳 殿

東郷町議会議員

議席番号 2 番 氏名 國府田 さとみ ㊟

## 一 般 質 問 通 告 書

東郷町議会会議規則第59条第2項の規定により、次の事項について質問したいので通告します。

記

No. 3 - 1

質問事項	質問要旨	答弁者
1 放課後子ども総合プランに対する、放課後子ども教室並びに放課後児童クラブの在り方について	<p>平成26年に放課後子ども総合プランが策定され、従来の放課後子ども教室と放課後児童クラブの在り方に対し、一体化又は双方の連携を深めた取組みが推進されている。昨年、県は「一体型放課後子ども教室」の設置促進として助成事業を決定した。それを受け、29年度より放課後子ども総合プランの利用を始める近隣市がある中、あらためて本町が提供すべく放課後の子ども達の健全育成と居場所づくり、福祉支援行政と教育行政の連携、並びに学校・家庭・地域の連携協力推進事業とは何かを問う。</p> <p>(1) 放課後児童クラブの現況について</p> <p>①近年の利用状況は。(利用希望者数、待機率、実質利用者数の推移)。</p> <p>②利用実態と施設のスペックとの兼ね合いは。(広さ、設備機能、一般の児童や子育てクラブ等他の利用者など)</p> <p>③学校の教職員、家庭、地域との連携・情報共有はどのようにされているか。</p> <p>(2) 放課後子ども教室の現況について</p> <p>①近年の利用状況は。(登録者数と実質利用者数の推移)</p> <p>②利用実態に対する指導員の配置、並びに活動場所としての校内・校外施設の利用状況。</p> <p>③学校の教職員、家庭、地域との連携・情報共有はどのようにされているか。</p>	町長 教育長 担当部長

質問事項	質問要旨	答弁者
<p>2 子どもの発達特性や障がいに対する支援について</p>	<p>(3) 一体型、連携強化が求められる中、今後の放課後児童クラブ・放課後子ども教室の在り方について</p> <p>①女性の活躍推進・就労支援の受皿として、今後のさらなる利用者増加、また国が推進する受皿の拡大にどう対応していくか。(放課後児童クラブ、子ども教室双方の施設や運用方法の拡充、人員配置の拡充、ファミリーサポートの活用・拡充等)</p> <p>②次代を担う人材育成として、全ての児童が放課後における多様な体験・活動・学習支援を得られることが重要になるが、放課後児童クラブの児童も含めた共通プログラムの実施や、子ども教室と児童クラブの連携をどう図っていくか。</p> <p>③学校・家庭・地域との連携を今よりもさらに効率的に、より深めていく為の取組は。</p> <p>2005年に施行された発達障害者支援法が、2016年5月に10年ぶりに改正された。こうした法改正や、発達障害の可能性のある子どもが年々増加傾向にあることから、さらに踏み込んだ支援・教育施策が必要との認識のもと、本町における取組みについて伺う。</p> <p>(1) 児童の発達特性や障がいは、早期に発見し、個人の特性に応じた支援が必要であるが、どのような取組みがされているか。</p> <p>(2) 未就学児に対する取組みについて。</p> <p>①児童発達支援事業所ハーモニーの、施設の概略、取組み内容と利用状況は。</p> <p>②ハーモニーには、心理士や音楽療法士による訪問指導等があるようだが、特徴と具体的な取組みは。</p> <p>③発達特性や障がいのある児童への対応は専門的な知識や技術が必要とされるが、職員のスキルアップはどのように取組まれているか。</p> <p>③切れ目のない支援としての小学校就学時における学校側との連携が必要であるが、その対応方法は。</p>	<p>町長 教育長 担当部長</p> <p>町長 担当部長</p>

質問事項	質問要旨	答弁者
	<p>(3) 小・中学校における取組みについて。</p> <p>①発達障害ならびにその可能性のある児童生徒における現行の取組み・対応は。</p> <p>②早期発見・早期支援を行う為の実態把握の方法は。</p> <p>③発達障害者支援法の改正では、発達障害ならびにその可能性がある児童生徒が他の児童生徒と一緒に教育を受けられるよう、目標や取組みを定めた個別支援計画、指導計画の作成を推進することが盛り込まれている。それに関する対応は。</p> <p>④いじめ防止対策や福祉機関との連携は。</p> <p>⑤児童に関わる機関として、放課後子ども教室、放課後児童クラブがあるが、そこでの対応は。(情報の共有、指導員の対応等)</p> <p>⑥特別支援教育の充実を図る為、それを担う教員・支援員の知識・スキルアップ研修等の取組は。</p> <p>⑦ハーモニーとの連携について。</p>	町長 教育長 担当部長

(注) 要旨は、具体的に記載すること。